

2015年3月6日

バーゼル銀行監督委員会による市中協議文書「安定調達比率の開示基準」に対するコメント

一般社団法人全国銀行協会

全国銀行協会として、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）から2014年12月9日に公表された市中協議文書「安定調達比率の開示基準」に対してコメントする機会を与えられたことに感謝の意を表したい。

本件が検討されるに当たり、我々は以下のコメントがBCBSにおけるルール最終化に向けてのさらなる作業の助けとなることを期待する。

【総論】

我々は、今回提案された安定調達比率（NSFR）の開示基準については、コスト・ベネフィットの観点からバランスのとれたものと考えており、概ね賛同したい。

しかしながら、提案されている以上に開示項目を増やすことは、金融機関の流動性に関する過度な情報開示につながり、特に、流動性ストレス期において、市場に対し副作用をもたらしかねない。また、流動性規制自体が投資家にとっても新しい指標であるため、投資家の過大な反応によってもたらされる増幅効果にも留意すべきである。

以下の各論においては、開示テンプレート中の個別論点について、コメントする。

【各論】

1. 「適格流動資産（HQLA）の合計額」の扱い（3頁の開示テンプレート15行目）

2014年1月12日に公表された「流動性カバレッジ比率（LCR）の開示基準」においては、「適格流動資産（HQLA）の合計額（掛目を乗ずる前の値）」は開示しない事項とされている。一方、今回の提案では、「適格流動資産（HQLA）の合計額（掛目を乗ずる前の値）」は開示する事項となっている。NSFR開示基準においても、LCR開示基準との整合性をとって、必須開示項目から外すべきである。

2. 「うち、バーゼルⅡの信用リスクに係る標準的手法にもとづく35%以下のリスクウェイト」（4頁の開示テンプレート21行目、23行目）

NSFRの開示要件は、2018年1月1日以降の開始が求められている。一方、2014年12月22日に公表された市中協議文書「信用リスクに係る標準的手法の見直し」では、信用リスクに係る標準的手法の見直しが行われており、その適用時期は未定とされている。このような標準的手法の見直し時期・適用時期が不明瞭である状況において、「うち、バーゼルⅡの信用リスクに係る標準的手法にもとづく35%以下のリスクウェイト」

イト」の開示が求められることは、その基準となる標準的手法の位置づけが不明確なまま開示が求められることになる。投資家にとっても、その計算方法・位置付けが理解されない懸念があることから、当該項目は削除するか、または、信用リスクに係る標準的手法の見直しが確定したうえで、開示を求めるかどうか改めて検討すべきである。

以 上